

教育相談

「いじめ・不登校・発達障害等相談」について

「いじめ・不登校・発達障害等相談」は、いじめ、不登校、発達障害等で悩みをもつ子どもについて、相談者の必要に応じた教育相談を実施し、子どもの学習や生活を支援するものです。

対象は国・公・私立の幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・義務教育・高等・特別支援学校に在籍する乳幼児・児童・生徒及びその保護者・教職員です。

4月に案内文書も発出します。学校だけでは完結できない相談がありましたら、御活用ください。また、悩んでいる子どもやその保護者の方にも御紹介ください。

電話相談依頼から相談実施までの手順について

まずは、お電話ください。(※1)

長崎県教育センター（特別支援教育研修班）

0957-53-1130

相談内容を県教育センターにて検討・協議し、相談形態を決定

相談形態

来所型相談

学校訪問型相談

関係機関と連携した訪問支援

長崎県
教育センター

- 教育相談班
- 特別支援教育研修班

公認心理師
等 (※2)

長崎県
教育センターにて相談実施

申込票の提出、日程調整

※ 公立小・中・義務教育学校は市町教育委員会を通して

長崎県
教育センター

- 教育相談班
- 特別支援教育研修班

各学校（園）にて相談実施

長崎大学

- こどもの心の医療・教育センター
- 教育学部教育支援事業

長崎県教育センター等

(※1) 相談内容によっては、電話相談となります。詳細は、長崎県教育センター Web情報495号を御確認ください。

[web495.pdf \(news.ed.jp\)](http://web495.pdf(news.ed.jp))

(※2) 相談内容によっては、来所相談から、公認心理師等につなぐこともできます。



相談実施期間について

「いじめ・不登校・発達障害等相談」は、随時受け付けています。ただし、しま地区5市町（対馬市・壱岐市・五島市・小値賀町・新上五島町）の「学校訪問型相談」及び「関係機関と連携した訪問支援」については、受付期間及び実施期間を設定しています。令和5年度は以下の表のとおりです。

しま地区5市町の「学校訪問型相談」及び「関係機関と連携した訪問支援」の相談実施期間			
第1期		第2期	
電話受付期間	5月26日（金）まで	電話受付期間	9月15日（金）まで
申込票提出締切日 県センター着	6月2日（金）まで	申込票提出締切日 県センター着	9月22日（金）まで
相談実施期間	6月中旬～7月中旬	相談実施期間	10月中旬～11月下旬

詳細は県教育センターホームページを御覧ください。

県教育センターホームページ内「いじめ・不登校・発達障害等相談（実施要項、利用の手順、各種様式用）」を御確認ください。

[各種サポート - 長崎県教育センター \(news.ed.jp\)](https://news.ed.jp)

